

表 市・都民税の申告と所得税の確定・還付申告日程など

受付時間...午前9時~11時15分、午後1時~4時30分 (注)午前中に受付ができる人数には限りがありますので、状況により午後の受付とさせていただきます場合があります。	場所		2月1日		
	市役所		出張五		
場所	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日
市役所			出張公	出張公	出張公
五日市出張所					
場所	2月11日	2月12日	2月13日	2月14日	2月15日
市役所					
五日市出張所					
場所	2月18日	2月19日	2月20日	2月21日	2月22日
市役所	税理士	税理士	税理士	税理士	
五日市出張所					
場所	2月25日	2月26日	2月27日	2月28日	3月1日
市役所					
五日市出張所					
場所	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日	3月8日
市役所					
五日市出張所					
場所	3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日
市役所					
五日市出張所					

スポーツ祭東京2013

市・都民税の申告と所得税の確定・還付申告



平成25年度の市・都民税の申告(平成24年中の収入)と平成24年分の所得税の確定申告と還付申告の受付を行います。

給与所得者で、年末調

整」が終わっていない方、年金受給者で公的年金などの収入金額の合計が400万円を超える方や、源泉徴収(振り込み時に所得税を天引き)されている方などは、確定申告で1年間の所得税を精算する必要があります。なお、生命保険、地震保険、国民年金の保険料、国民年金基金の掛金などの控除を受ける場合は、証明書、領収書などの添付が必要です。

土地・建物、株式などの譲渡所得、青色申告、農業・営業などの所得、消費税、相続税、贈与税については、青梅税務署で申告してください。

必ず期間内に申告してください。

給与所得者で、年末調

場所・期日・時間 表のとおり

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン特別税額控除)

平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居した方と、平成21年1月1日から平成25年12月31日までに新築が増築した住宅に入居し、所得税の住宅ローン控除の適用がある方は、次のいずれか小さい額が個人住民税の所得割額から控除されます。

所得税住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額

所得税の課税総所得金額などの額の5割

9万7500円が上限

住宅借入金等特別控除を初めて申告する方は、青梅税務署へ申告するか、青梅税務署の出張相談日を利用してください。

医療費控除を申告する方

あなたや生計を同じにする配偶者、その他の親族のために平成24年中(平成24年1月1日~12月31日)に実際に支払った医療費が一定金額以上あるときは、医療費控除として所得から差し引かれる金額の対象となります。未払いとなつていない医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。

問合せ 課税課市民係 (直通558・1682)

例年、午前中と午後の早い時間帯は大変混雑します。前年実績による混雑予想... やや混雑、混雑、大変混雑

出張五... 税務署職員が五日市出張所で所得税の確定・還付申告を受け付けます。市職員による市・都民税の申告受付も行います。税理士による申告書作成アドバイスも行います。

出張公... 税務署職員が中央公民館で所得税の確定・還付申告を受け付けます。この日は市役所では市・都民税の申告のみ、課税課で受け付けます。税理士による申告書作成アドバイスも行います。

税理士... 税理士の出張相談コーナーを申告会場に併設します。相談受付時間：午前9時~10時30分ごろ、午後1時~3時ごろ

電子申告利用者の方へ平成23年分の所得などについて電子申告を利用した方(電子送信だけでなく、国税庁のホームページなどからパソコンで作成し、書面提出した場合も含む)には、確定申告書と青色決算書などが送付されません。平成24年分も電子申告を利用していただくようお願いいたします。

問合せ：青梅税務署 (0428・22・3185)

確定申告はインターネット



青梅税務署からのお知らせ

問合せ 青梅税務署 (0428・22・3185)

混雑状況によっては、受付を早めに締め切ることがあります。

問合せ 青梅税務署 (0428・22・3185)

住所・期日 五日市出張所：2月1日(金) 中央公民館：2月6日(水) 8日(金)

受付時間：午前9時~11時、午後1時~3時

相談時間：午前9時30分~正午、午後1時~3時30分

トで「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」税務署に出かけなくても、国税の申告や納税が自宅やオフィスでできる便利なシステムです。贈与税の申告も平成24年分から利用できます。e-Taxを利用するには、電子証明書の取得・ICカードリーダーライターの用意(手数料や費用がかかります)、開始届出書の送信、e-Taxの初期登録などが必要です(詳しくはe-Taxホームページかヘルプデスクでご確認ください)。

e-Taxで所得税の申告をする

*最高30000円の税額控除ができます(本控除の適用は、平成19年分から平成24年分までの間でいずれか1回です)。

*添付書類の提出を省略できます(書類の提出を求められる場合があります)。

還付金を早く受け取れます(3週間程度に短縮)。

問合せ：e-Taxホームページ (http://www.e-tax.nta.go.jp)、ヘルプデスク (0570・015901)

にせ税理士にご注意 納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成、税務相談などの業務は税理士法によって税理士資格のない人はできません。正規の「税理士」に依頼しましょう。

問合せ：青梅税務署 (0428・22・3185)

5) 東京税理士会青梅支部 (0428・23・2331)

要介護認定を受けている方

障害者控除の対象になります

要介護認定を受けている方

障害者控除の対象になります

要介護認定を受けている方

障害者控除の対象になります

次のすべての条件に該当する方については、要介護認定の認定調査票か主治医意見書の内容を確認し、基準該当者に「障害者控除対象者認定書」を交付します。認定書の交付には、申請が必要です。

対象 65歳以上で、要介護認定を受けている方

身体障害者手帳などの交付を受けていない方

要介護認定の「認定調査票」・「主治医意見書」で、日常生活自立度の判定が一定基準である方

問合せ 高齢者支援課 介護認定係

要介護認定を受けている方

障害者控除の対象になります

老齢年金を受けている方へ源泉徴収票が送付されます

老齢基礎年金や老齢厚生年金などは、所得税法上「雑所得」として課税の対象になります。

所得税を年金から天引きされている方も含め、老齢基礎年金や老齢厚生年金などを受けているすべての方に、平成24年中に支払われた年金の支払総額や源泉徴収額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」

償却資産がある方へ

平成25年1月1日現在、市内で工場、商店などを営んでいる方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている個人と法人がその事業のために用いている構築物、機械、装置、備品などは、償却資産として固定資産税の対象になりますので申告してください。

申告期限 1月31日(木) (土曜・日曜日、祝日を除く)

新規に事業を始めた方で申告用紙が必要な方は、連絡してください。

問合せ 課税課家屋資産税係

償却資産がある方へ

平成25年1月1日現在、市内で工場、商店などを営んでいる方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている個人と法人がその事業のために用いている構築物、機械、装置、備品などは、償却資産として固定資産税の対象になりますので申告してください。

申告期限 1月31日(木) (土曜・日曜日、祝日を除く)

新規に事業を始めた方で申告用紙が必要な方は、連絡してください。

問合せ 課税課家屋資産税係

償却資産がある方へ

平成25年1月1日現在、市内で工場、商店などを営んでいる方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている個人と法人がその事業のために用いている構築物、機械、装置、備品などは、償却資産として固定資産税の対象になりますので申告してください。

申告期限 1月31日(木) (土曜・日曜日、祝日を除く)

新規に事業を始めた方で申告用紙が必要な方は、連絡してください。

問合せ 課税課家屋資産税係

が、日本年金機構から送付されます。

2つ以上の年金を受けている方や、公的年金以外に所得がある方は、確定申告をするときに必要ですので大切に保管してください。

問合せ 青梅年金事務所 (0428・30・3410)

家屋を新築・増築、取り壊された方へ

平成24年中に新築・増築(家屋調査済みを除く)した家屋は、固定資産税と都市計画税(市街化区域内に限る)の対象になります。また、平成24年中に取り壊された家屋は、平成25年度から課税されません。

家屋を新築・増築して市の家屋調査が終了していない場合や家屋を取り壊した方は、連絡してください。

問合せ 課税課家屋資産税係

が、日本年金機構から送付されます。

2つ以上の年金を受けている方や、公的年金以外に所得がある方は、確定申告をするときに必要ですので大切に保管してください。

問合せ 青梅年金事務所 (0428・30・3410)

家屋を新築・増築、取り壊された方へ

平成24年中に新築・増築(家屋調査済みを除く)した家屋は、固定資産税と都市計画税(市街化区域内に限る)の対象になります。また、平成24年中に取り壊された家屋は、平成25年度から課税されません。

家屋を新築・増築して市の家屋調査が終了していない場合や家屋を取り壊した方は、連絡してください。

問合せ 課税課家屋資産税係

償却資産がある方へ

平成25年1月1日現在、市内で工場、商店などを営んでいる方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている個人と法人がその事業のために用いている構築物、機械、装置、備品などは、償却資産として固定資産税の対象になりますので申告してください。

申告期限 1月31日(木) (土曜・日曜日、祝日を除く)

新規に事業を始めた方で申告用紙が必要な方は、連絡してください。

問合せ 課税課家屋資産税係

が、日本年金機構から送付されます。

2つ以上の年金を受けている方や、公的年金以外に所得がある方は、確定申告をするときに必要ですので大切に保管してください。

問合せ 青梅年金事務所 (0428・30・3410)

家屋を新築・増築、取り壊された方へ

平成24年中に新築・増築(家屋調査済みを除く)した家屋は、固定資産税と都市計画税(市街化区域内に限る)の対象になります。また、平成24年中に取り壊された家屋は、平成25年度から課税されません。

家屋を新築・増築して市の家屋調査が終了していない場合や家屋を取り壊した方は、連絡してください。

問合せ 課税課家屋資産税係

が、日本年金機構から送付されます。

2つ以上の年金を受けている方や、公的年金以外に所得がある方は、確定申告をするときに必要ですので大切に保管してください。

問合せ 青梅年金事務所 (0428・30・3410)

家屋を新築・増築、取り壊された方へ

平成24年中に新築・増築(家屋調査済みを除く)した家屋は、固定資産税と都市計画税(市街化区域内に限る)の対象になります。また、平成24年中に取り壊された家屋は、平成25年度から課税されません。

家屋を新築・増築して市の家屋調査が終了していない場合や家屋を取り壊した方は、連絡してください。

問合せ 課税課家屋資産税係